

バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例適用開始（変更）・終了届出書 (CC2-3343)

この届出書は、バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の適用を受けようとする場合、及び開始届出書の記載事項に変更がある場合又は特例の適用を受けることをやめようとする場合に提出するものです。

記載要領等

この様式の注書によるほか、次のことに注意します。

- (1) この届出書は、特例の適用を受けようとする製造場ごとに、製造場の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- (2) バイオエタノール等揮発油の製造を開始する場合で、その製造を開始する製造場の営業等開始申告書（CC2-3003）を提出していない場合は、本様式に併せて営業等開始申告書を提出してください。
- (3) バイオエタノール等揮発油の規格には、バイオエタノール等揮発油に係るエタノール濃度又はエチル・ターシャリ・ブチルエーテル濃度を記載してください。